

保護者各位

神奈川県立上溝高等学校長

感染症と出席停止についてのお知らせ

下記のような感染症疾患にかかった場合、学校保健安全法19条の規定により、出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、登校を停止し、しっかり治して下さい。

なお、医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いします。また医師より登校許可が出ましたら、下記の証明書に記入、押印の上、学校に提出してください。医療機関の治癒証明等は必要ありません。

感染症とお休みする期間の目安

	病名	出席停止の期間 (めやす)
第1類	法定伝染病	治癒するまで
第2類	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3類	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症		

キリトリ

平成 年 月 日

感染症報告書

県立上溝高等学校殿

年 組 番号 氏名

病名

発病年月日 年 月 日 (※登校禁止期間)

治癒年月日 年 月 日

病院名

保護者

印